

医政メモQ&A

カルテ開示におけるガイドライン

Q：3／9、日本医師会はカルテ等診療情報の開示方法などを倫理規範として定めた会員向けガイドライン「診療情報の提供に関する指針」の最終版を公表した。その経過、内容および法制化など今後の方向性について知りたい。

A1：ガイドライン作成の経過

国民世論の潮流の変化を受けて情報公開法の国、地方自治体における成立化に向けての検討が始まる中、にわかに平成9年6月に厚生省よりレセプト開示の通達が出され医療界はカルテ開示の法制化問題に正面から取り組まざるを得ない時期を迎えた。同年7月10日には厚生省は「カルテ等の診療情報の活用に関する検討会」を発足させ昨年6月18日には法制化を肯首する報告書を厚生大臣に提出した。この間、日本医師会は首尾一貫して法制化には反対の姿勢を崩さず、検討会を始めとしてあらゆる場面で法制化の動きを批判してきた。平成10年2月7日の日医・医政シンポジウム「医療に関する情報開示の諸問題」においても法制化には慎重論が大勢を占め、医師が自主的に患者へのカルテ等情報をより積極的に行うためのガイドラインを作成する方向で日本医師会には会内に6月16日「診療情報提供に関するガイドライン検討委員会」をプロジェクトチームとして発足させた。平成11年1月12日に中間報告「指針」の発表、3月9日に会員向けガイドライン「診療情報提供に関する指針」の最終版を公表し、すでに、4月1日の日医定時代議員会で承認を受け、

今後、半年の準備期間の後に10月より指針を実施する予定にある。

A2：ガイドラインの内容

報告書はカルテなどの開示義務の法制化に対して、これまでの日医の立場と同様、断固反対を表明しており、この指針作成に当っては日医・第IV次生命倫理懇談会報告書を基本に据え、厚生省検討会の報告書や諸外国の倫理綱領などを参酌したことが説明されており、日医会員への一刻も早い周知徹底を求めている。指針の内容はI基本理念、II定義および適用範囲、III診療情報の提供、IV医師相互間の診療情報の提供、Vその他の五章で構成、末尾に「指針の実施にあたって留意すべき点」として各項目に関する解説・留意事項が付されている。この指針は日医会員が守るべき「最小基準」を定めたものと明記されている。診療記録の提示や写しの交付が原則であるが、「要約書」でも可としている。また、開示を拒否できる三つの条件も明示され、指針遵守の徹底、教育・研修などを医師会の債務と規定し、患者からの苦情受け窓口、法律家や医師以外の学識経験者を含む苦情処理機関の都道府県医師会内への設置が有用であるとしている。指針の見直しも2年ごとと明示されている。

A3：今後の方向性

法制化を阻止するためにも指針の10月実施へ向けての会員全体での取り組みへの徹底が強く望まれる。

(前医政部長 山本 直也)